

# 第18回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年7月10日(金) 9時58分～10時31分

2. 開催場所 平川市生涯学習センター 2階 多目的ホール

3. 出席農業委員 (18名)

1番委員	今井文雄	2番委員	工藤正	3番委員	柴田博明
4番委員	今井龍美	5番委員	小田桐志賀子	6番委員	花田良造
7番委員	三浦勝志	8番委員	山口知治	9番委員	齋藤久嗣
10番委員	三浦良孝	11番委員	桑田久毅	12番委員	古川榮
13番委員	小山内知寛	14番委員	丹代純嗣	15番委員	欠
16番委員	葛西雅博	17番委員	齋藤美也子	18番委員	對馬忠法
19番委員	大川哲彌				

4. 欠席農業委員 (1名)

15番委員	福士弘				
-------	-----	--	--	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (6名)

平賀-1	欠	平賀-2	今井三男	平賀-3	七戸茂春
平賀-4	工藤勉	平賀-5	欠	尾上-1	小野良
尾上-2	葛西均	碓ヶ関	平山純一		

6. 欠席農地利用最適化推進委員【調査員】 (2名)

平賀-1	赤平和総	平賀-5	谷川信秀		
------	------	------	------	--	--

7. 出席事務局職員 (5名)

事務局長	小野生子	碓ヶ関支局長補佐	福士鉄也	主査	谷川智也
主事	佐藤千尋	専門員	佐藤千代彦		

8. 議事日程等

- 第1 開 会
- 第2 会期の決定
- 第3 議事録署名者の指名
- 第4 書記の指名
- 第5 上程議案

議案第59号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可について

- 議案第 60 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について
- 議案第 61 号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第 49 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 50 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 51 号 市街化区域内農地の転用届出の受理について

## 第 6 閉 会

### 9. 会議の概要

- ・会長あいさつ (省 略)
  - ・農業委員会憲章  
唱和 (委員全員) (省 略)
- [開会 9 時 58 分]
- 議長 (柴田 博明) これより、第 18 回総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は、19 名中 18 名です。  
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。  
また、農地利用最適化推進委員の出席を求めました。  
次に、会期についてお諮りいたします。  
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。  
議事録署名者を決定したいと思いますが、議長より指名するにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議ないものと認め、議長より指名いたします。  
16 番葛西委員、17 番齋藤委員の両名にお願いいたします。  
議案説明のため、小野事務局長、福士碓ヶ関支局長補佐、谷川主査、佐藤主事、佐藤専門員の出席を求めました。  
書記には、佐藤専門員を採用いたします。  
本日の議案は、お手元に配布してある議案第 59 号から議案第 61 号まで 3 件、ほかに報告が 3 件でございます。

議案審議に入る前にお伝えします。

今回も新型コロナウイルス感染症対策として総会に係る時間を短縮するため、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に疑問点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。

それでは、議案第 59 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

1 ページをご覧ください。

議案第 59 号は、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1、農地法第 3 条調査書、および別添 2、関連案件一覧も合わせてご覧ください。

それでは、2 ページをご覧ください。

所有権移転については、整理番号 87 番は、譲受人の親からの受贈、88 番は、譲受人の夫からの受贈、89 番、90 番は、第三者間の贈与、91 番、92 番は、新規就農、93 番から 95 番は、譲受人の経営拡大によるものです。

売買価格は、

整理番号 91 番	総額	300,000 円	10 アール当たり	92,025 円
整理番号 92 番	総額	300,000 円	10 アール当たり	92,879 円
整理番号 93 番	総額	200,000 円	10 アール当たり	403,226 円
整理番号 94 番	総額	100,000 円	10 アール当たり	1,020,408 円
整理番号 95 番	総額	7,900 円	10 アール当たり	100,000 円

となっています。

今回の件数は 9 件、面積 42,197 平方メートルで、田 14 筆 21,159 平方メートル、畑 9 筆 21,038 平方メートルとなっています。

次に、5 ページ、賃貸借権設定については、整理番号 188 番は、借受人の経営拡大によるものです。

今回の件数は 1 件、面積 239 平方メートルで、地目は田です。

次に、6 ページ、使用貸借権設定については、整理番号 34 番は、借受人の経営拡大によるものです。

今回の件数は 1 件、面積 491 平方メートルで、地目は田です。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

事務局の説明が終わりました。

所有権移転の整理番号 87 番、88 番については、親族間の移動のため、

佐藤専門員

議長

現地調査を省略いたしました。

それでは、議案第 59 号の現地調査を行った委員の方で、疑問点等がある方はおりますか。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、所有権移転の整理番号 87 番を除き、議案第 59 号について、質疑、ご意見を求めます。

ございませんか。

尾-1 小野推進委員

所有権移転の整理番号 93 番の現地調査を担当した委員の方の報告を聞きたい。

5 番小田桐委員

譲渡人は、自分では耕作できないため使ってもらいたいとのことです。

また、譲受人は秋田県の方ではありますが、今回の申請地に近接する農地を適正に管理しており、特に問題はないと考えます。

尾-1 小野推進委員

わかりました。

議長

ほかに質疑、ご意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

所有権移転の整理番号 87 番を除き、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、所有権移転の整理番号 87 番につきましては、6 番花田委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限の規定に準じ、6 番花田委員に退席を求めます。

(6 番花田委員 退席)

議長

それでは、所有権移転の整理番号 87 番について、質疑、ご意見を求めます。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

所有権移転の整理番号 87 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。  
6 番花田委員の入室を許可します。

(6 番花田委員 入室)

議長

次に、議案第 60 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

7 ページをご覧ください。

議案第 60 号は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。

別添 3 の農地転用許可基準説明書と合わせて、8 ページをご覧ください。

まず、農地区分ですが、整理番号 18 番は、おおむね 300 メートル以内に鉄道の駅、高速道路のインターチェンジの出入り口、県庁・市役所のいずれか 1 つが存在することから、第三種農地と判断されます。

整理番号 19 番については、水管及び下水道管が埋設されている幅員 4 メートル以上の道路で、かつ 500 メートル以内に 2 以上の教育施設、公共施設等が存在していることから、第三種農地と判断されます。

整理番号 18 番及び 19 番における第三種農地の農地転用は原則許可であり、今回の申請は、許可できる基準をすべて満たしており、許可相当と考えます。

整理番号 20 番は一団の農地の規模が 10 ヘクタール以上であることから、第一種農地と判断されます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、例外的に許可できる基準を満たしており、許可相当と考えます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

それでは、個別に説明いたします。

整理番号 18 番は、9 ページのとおり、申請地は、碓ヶ関診療所から北西へ約 380 メートルに位置する農地です。

土地利用計画は 10 ページのとおりで、転用目的は、物置の設置です。  
整理番号 19 番は、11 ページのとおり、申請地は、柏木農業高校から北西へ約 390 メートルに位置する農地です。

土地利用計画は 12 ページのとおりで、転用目的は、普通住宅用地です。

整理番号 20 番は、13 ページのとおり、申請地は、柏木小学校から東南東へ約 900 メートルに位置する農地です。

土地利用計画は 14 ページのとおりで、転用目的は、主に資材置場及び農機具用車庫です。

今回の申請は、既存の敷地面積 3,564 平方メートルに対し、所要面積が 1,428 平方メートルであり、代替する土地がない場合、既存敷地面積の 2 分の 1 以下の拡張であれば、例外的に許可できるという基準を満たしております。

今回の申請の合計面積は 1,670 平方メートル、田 3 筆 1,656 平方メートル、畑 1 筆 14 平方メートルです。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました、8 番山口委員、9 番齋藤委員、疑問点等がありましたらお願いします。

8 番山口委員

特にありません。

9 番福士委員

特にありません。

議長

それでは、議案第 60 号について、質疑、ご意見を求めます。  
ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第 60 号を、原案のとおり、許可すべきものと決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議案第 60 号を、原案のとおり、許可すべきものと決定いたします。

次に、議案第 61 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤主事

15 ページをご覧ください。

議案第 61 号は、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

16 ページ、所有権移転については、整理番号 113 番から 119 番は全て譲受人の経営拡大による売買です。

今回の件数は 7 件、面積 21,445 平方メートルで、田 8 筆 10,897 平方メートル、畑 4 筆 10,548 平方メートルとなっております。

なお、売買価格については、別添 4 のとおりです。

次に、18 ページ、利用権設定については、整理番号 58 番及び 59 番は、いずれも農地中間管理事業による利用権設定で、一括方式によるものです。

今回の件数は 2 件、面積 11,362 平方メートルで、田 1 筆 1,631 平方メートル、畑 4 筆 9,731 平方メートルです。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました 16 番葛西委員、17 番齋藤委員、疑問点等がありましたらお願いします。

16 番葛西委員

特にありません。

17 番齋藤委員

特にありません。

議長

それでは、利用権設定の整理番号 58 番を除き、議案第 61 号について、質疑、ご意見を求めます。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

利用権設定の整理番号 58 番を除き、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、利用権設定の整理番号 58 番につきましては、13 番小山内委員

に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限の規定に準じ、13 番小山内委員に退席を求めます。

(13 番小山内委員 退席)

議長 それでは、利用権設定の整理番号 58 番について、質疑、ご意見を求めます。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 利用権設定の整理番号 58 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

13 番小山内委員の入室を許可します。

(13 番小山内委員 入室)

議長 次に、報告 3 件を一括して、事務局から説明願います。

佐藤専門員 19 ページをご覧ください。

報告第 49 号は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第 68 条第 1 項に規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

20 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、整理番号 74 番は、借人へ売買するため解約するものです。

件数は 1 件、面積 2,918 平方メートルで、地目は田です。

21 ページをご覧ください。

報告第 50 号は、使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

22 ページをご覧ください。

今回の届出事由は、整理番号 34 番は、他者へ贈与するため解約、35 番は、住宅用地に転用するため解約するものです。

件数は 2 件、面積 8,124 平方メートルで、田 1 筆 8,054 平方メー



ル、畑1筆70平方メートルとなっています。

谷川主査

23ページをご覧ください。

報告第51号は、市街化区域内農地の転用届出の受理について、農地法施行令第3条第2項及び第10条第2項の規定により、別紙のとおり市街化区域内農地の転用届出を受理し、その旨通知したので報告するものです。

24ページをご覧ください。

整理番号20番から22番は、25ページのとおり、届出地は小和森小学校から南西へ約480メートルに位置する隣接した農地です。

土地利用計画は26ページのとおりで、転用目的は、住宅用地の造成です。

整理番号23番は、27ページの位置図のとおり、届出地は小和森小学校から南西へ約530メートルに位置する農地です。

28ページの土地利用計画図のとおり、転用目的は、車両置き場です。

今回の届出件数は4件で、面積867平方メートル、田5筆717平方メートル、畑1筆150平方メートルとなっています。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

以上で、本日の議案審議は全て終了しました。

よって、第18回総会を閉会いたします。

[閉会 10時31分]